

京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）開催要綱

（趣旨）

第1条 京都市市民スポーツ振興計画の進捗及びスポーツ団体間や世代間のつながりを形成するための協働型事業の実施並びに実施のための支援等について専門的な見地、また市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）（以下「会議」という。）を開催する。

（委員）

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、12人以内とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム会議（委員以外も含む。）を開催することができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年以内で市長が定めた期間とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（委員長の指名等）

第4条 市長は委員のうちから会議の委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行をつかさどる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。